

新型コロナウイルスの更なる感染防止に向けたビル入館時の運用ルールについて

1. 実施目的

- ✓ 新型コロナウイルスの感染拡大に備えた、社員及び関係者の感染防止対策
- ✓ 検温の日常化・健康管理に向けた社員の意識醸成を図る

2. 実施内容

1 1月1日より入社時は必ず検温の実施をお願いします（入館後のビル出入り時は不要）

- ✓ 概ね100人以上のビル：メインゲートに設置、配備の体表面型温度チェッカー（以下、温度チェッカーという。）、非接触型体温計にて検温
- ✓ 概ね100人未満のビル：メインゲートに配備の非接触型体温計にて検温

3. 具体的な実施内容（詳細は別紙、運用フロー図参照）

	内容	「温度チェッカー・非接触型体温計」設置ビル	「非接触型体温計」設置ビル
社員	入社前	自宅にて検温を実施し健康状態を確認	
	入館時（入社時）	体表面温度チェッカーにて検温を実施	非接触型体温計で検温を実施
	37.5℃未満	入館	
	37.5℃以上	非接触型体温計で再検温を実施	
	再検温37.5℃以上	入館せず上長へ連絡（上長は、社員の健康状況を確認し、在宅勤務・病院での診察等を社員へ指示）	
来客者等	入館時	アattend社員または受付・守衛は必ず、来客者等に対し温度チェッカーにて検温を依頼	アattend社員または受付・守衛は必ず、来客者等に対し非接触型体温計にて検温を依頼
	37.5℃未満	入館	
	37.5℃以上	非接触型体温計で再検温を依頼	
	再検温37.5℃以上	アattend社員または受付・守衛が来客者等へ入館できない事情を説明しお引き取りいただく	

(参考イメージ図)

